岸和田市告示第333号

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により下記のとおり公示送達をする。

なお、当該書類は、本市市民健康部健康保険課において保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付する。

令和8年11月4日

岸和田市長　佐野　英利

記

1　送達を受けるべき者

氏名
山本　友好
小橋川　器

2　送達する書類の名称

[redacted]

以上